

浦安市私立保育所等運営費等補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月30日

浦安市長 内 田 悦 嗣

## 浦安市告示第28号

浦安市私立保育所等運営費等補助金交付要綱の一部を改正する告示

**第1条** 浦安市私立保育所等運営費等補助金交付要綱（平成5年告示第144号）の一部を次のように改正する。

別表連携施設経費補助事業の項の次に次のように加える。

交通整理員配置費補助事業	公私連携型保育所における交通整理員の配置に要する経費	交通整理員の配置に要する経費に相当する額	1 公私連携型保育所当たり年額2,000,000円
--------------	----------------------------	----------------------	---------------------------

別表の備考中17を18とし、14から16までを1ずつ繰り下げ、13の次に次のように加える。

14 この表において「交通整理員」とは、公私連携型保育所が、園児の送迎時の安全確保のために配置する交通整理を行う者であって、市長が必要と認めるものをいう。

**第2条** 浦安市私立保育所等運営費等補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

第3条第3項を削る。

別表第三者評価費補助事業の項、嘱託医補助事業の項及び連携施設経費補助事業の項を削り、同表の備考中12及び13を削り、14を12とし、15から18までを2ずつ繰り上げる。

### 附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市私立保育所等運営費等補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。